

まちの情報誌
広報

かつらぎ

2006年8月 Vol.23

ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

Contents

第2回葛城市議会定例会開催	2
まちのわだい	3
お知らせ	4~8
健康増進課インフォメーション	9
人権コーナー	10
教育ニュース	11
地域安全ニュース	12・13
文化会館ニュース／図書館だより	14・15
情報	16・17

第2回葛城市議会

定例会開催

平成18年第2回葛城市議会定例会が、6月14日から20日までの会期で開催されました。

この議会では、多数の重要案件が審議されました。

審議された議案と結果は次のとおりです。

議第38号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
議第39号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
報第2号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について	報告のみ
報第3号	平成17年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報告のみ
承認第1号	専決処分承認を求めることについて (葛城市税条例の一部を改正することについて)	承認
承認第2号	専決処分承認を求めることについて (葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)	承認
承認第3号	専決処分承認を求めることについて (葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて)	承認
承認第4号	専決処分承認を求めることについて (平成17年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について)	承認
議第40号	葛城市税条例の一部を改正することについて	可決
議第41号	平成18年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について	可決
議第4号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について	可決
議第5号	教育基本法の改定ではなく、その理念の実現を求める意見書について	否決
議第6号	「奈良県少年補導に関する条例」の施行中止を求める意見書について	否決
◎議第38号及び議第39号	において適任とされた人権擁護委員候補者は次の方です。(敬称略)	
	吉川信也(南今市) 中井治幸(染野)	

※委員会の傍聴ができません

市民に開かれた市議会を目指すため、本会議に加え、付託案件のある委員会(会期中の常任委員会、予算及び決算特別委員会)が傍聴できます。

市民から選ばれた市議会議員の議会活動や市政の方針を知る良い機会ですので、ぜひ傍聴にお越しください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

故 菊池 正氏に從五位瑞宝小授章

すいほうししょうじゆしょう

医療法人向聖台會初代理事長・会長、當麻病院初代院長・名誉院長として、長年にわたり精神保健福祉事業、公衆衛生事業等、地域の医療行政進展に貢献したことに対し、菊池正氏(染野)が、從五位瑞宝小授章を受章されました。ここに受章をお慶び申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

環境大臣表彰

地域環境功績者賞 受賞



涌井せつさん(91歳)(新町)は、25年にわたり地域の清掃活動を自ら率先して行われています。その謙虚でありながら積極的かつ献身的な活動に対し、環境大臣より、地域環境功績者賞を受賞されました。

「長寿のご褒美と申いうれしくお受けします。皆様のご協力に感謝いたします。」と喜んでおられました。

今後益々のご活躍を期待しております。

和太鼓 革の張替え修繕等完了!

宝くじ助成事業

「平成18年度一般コミュニティ助成事業」により、かつらぎ太鼓保存会と當麻太鼓白鳳座の和太鼓の革の張替え並びに新規購入事業を行いました。

この事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行われるものです。

心機一転、今後の両チームの益々のご活躍が期待されます。



半白きゅうり

地元の特産野菜である「半白きゅうり」に関心をもってもらうと、新庄中学校の2年生が調理実習に、1年生が輪切りテストに取り組みました。



調理実習では吉田笙子さん（同校1年）の考案した「スタミナピリ辛炒め」に挑戦。半白きゅうりを輪切りにしたあと豚肉



また、輪切りテストでは、きゅうりを20秒間で何枚に切れるかに挑戦し、包丁を持つのは初めてという生徒もいて悪戦苦闘

が続きましたが、テストが終わると生徒たちは輪切りにした半白きゅうりを味わいました。

同校の宮田有子教諭は、「地元には多くの特産野菜があり、野菜に興味を持つことで野菜嫌いの生徒を減らしていきたい。」と抱負を語られています。レシピは市のHPで公開しています。

あすかルビー

あすかルビーは、奈良県農業技術センターが開発し、2000年に品種登録されたイチゴの品種で、中まで赤く、高い糖度とほのかな酸味が特徴です。



大畑地区ではこのイチゴづくりに取り組まれている農家があります。また、市内では、このイチゴを利用してリキュールを作っている蔵元があり、つけ込み作業には、ボランティアふたば会橋本侑子会長が手伝います。同会では、3カ月後に取り出す果実を報酬として受け取られ、ジャム作りを楽しみます。

熱戦！市内各種団体女子バレーボール大会結果

6月25日、市内各種団体女子バレーボール大会が葛城市當麻スポーツセンター総合体育館で行われました。当日は雨模様にもかかわらず、爽やかな歓声の中、各チームは選手と応援の力が一丸となり、熱戦を繰り広げていました。

大会の結果は次の通りです。
優勝 當麻小学校PTA
準優勝 磐城小学校PTA
第3位 葛城市役所



ホタルの復活

最近見かけることが少なくなったホタルを復活させようと、「竹内自然を愛する会・ほたる部会」の皆さんが、水道局西辺りの熊谷川のほとりで、ホタルの生育に取り組みれています。



ホタルの幼虫がカワニナを食べている様子

平成14年から、ホタルが生息しやすいように、ホタルドームの建設や、水路づくり、またエサとなるカワニナの放流など、ホタルの育つ環境づくりを始められ、会員皆さんの努力の結果、やっと昨年ごろから、ゲンジボタルやヘイケボタル、ヒメボタルなどが飛び交うようになり、今年も6月15日から25日にかけて見られました。

ほたる部会の植田隆さんは、「人間の手が加わらなくても、自然の力でホタルが飛び交い、またホタルだけでなく、クワガタムシやカブトムシも同じように生息できる環境にしていきたい。」と意欲的に話されていました。



平成18年8月から 所得区分の判定基準が変わります！

国民健康保険高齢受給者および老人保健医療受給対象者の方が、お医者さんの窓口で支払う一部負担金の判定は、申告された所得に基づいて所得区分の判定をおこない、8月から新しい所得区分が適用されます。

今年の判定基準につきましては、制度改正により下記のとおり変わります。

なお、老人保健医療受給者の方につきましては、**所得区分の判定を行い所得区分の変更になる方のみ、7月下旬に新しい医療受給者証を発送しております**ので、新しい医療証が届きましたら医療機関への提示をしていただきますようお願いいたします。

平成18年8月1日から					
所得区分	所得判定基準				
一定以上所得者	同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の方、または老人保健で医療を受ける方がいる方。 ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者の方、および老人保健で医療を受ける方の収入合計が、 右記の場合申請により、1割の負担となります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>383万円未満(17年度484万円未満)</td> </tr> <tr> <td>2人以上世帯</td> <td>520万円未満(17年度621万円未満)</td> </tr> </table>	1人世帯	383万円未満(17年度484万円未満)	2人以上世帯	520万円未満(17年度621万円未満)
1人世帯	383万円未満(17年度484万円未満)				
2人以上世帯	520万円未満(17年度621万円未満)				
一般	一定以上所得者以外の方、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の方。				
低所得Ⅱ	国民健康保険高齢受給者の方は、同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります。 老人保健医療受給者の方は、同一世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)にあたります。				
低所得Ⅰ	上記低所得Ⅱの欄に該当し、なおかつ、その世帯の判定対象者の各所得が、必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人にあたります。 ※年金の所得は控除額を 80万円 (17年度65万円)として計算します。				

※ 低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口にて提示することで、低所得Ⅰ・Ⅱに応じ減額された金額で請求されますので、必要な方は市民課へ申請してください。

平成18年8月1日からの自己負担割合の記載については、制度改正により10月から一定以上所得者の方は3割負担となるため、右記のとおり自己負担割合の区分となります。

平成18年8月1日から	
所得区分	自己負担割合
一定以上所得者	3割(平成18年9月30日までは2割)
一般	1割
低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

届いていますか？

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証は、[所得判定により毎年8月1日が更新となっております。8月から使っていた<新しい高齢受給者証は7月下旬に全対象者に郵送しております。>](#)

なお、新しい高齢受給者証が届いていない場合は市民課までご連絡ください。

老人保健医療受給者証

老人保健医療受給者証は、[所得判定により所得区分の変更になる方のみ、新しい医療受給者証を7月下旬に郵送しております。](#)

新しい医療受給者証が届きましたら、医療機関窓口への提示をしていただきますようお願いいたします。

なお、旧証については、同封しております返信用封筒(切手不要)にて返送していただきますようお願いいたします。

国民健康保険・老人保健の入院時の減額認定証について

病気やけがなどで病院に入院された場合、患者の方は入院中にかかる一部負担金および食事代の減額があります。認定を受けることができるのは、葛城市国民健康保険被保険者または老人保健医療受給者の資格を有し、当該年度の住民税が非課税の世帯に属する方です。認定を受けようとする方は、[国民健康保険被保険者証、老人保健医療受給者証、印かん、世帯全員の平成18年度住民税非課税証明書\(平成18年1月2日以後に転入された方のみ\)](#)をお持ちになって市民課へ申請してください。

(市民課)

平成18年7月から 多段階免除制度がはじまっています！

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【所得審査があります。】

平成18年7月から、保険料をより納付しやすい環境とするため、従来からの「全額免除」および「1/2納付（半額免除）」に加え、「3/4納付（1/4免除）」および「1/4納付（3/4免除）」が追加され、4段階となっています。

【申請して承認されるとその期間は・・・】

	全額免除	3/4納付	1/2納付	1/4納付	保険料未納
年金を受ける資格期間には	算入されます。				算入されません。
保険料を納めた場合と比べて年金額は	3分の1で計算	6分の5で計算	3分の2で計算	2分の1で計算	計算されません。
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付済期間と同じ扱いです。				年金を受給できない場合あり。
後から保険料を納付する場合（追納）	10年以内なら納めることができます。				2年以内

※ 【3/4納付】【1/2納付】【1/4納付】の承認を受けた場合、その保険料（納めるべき保険料）を納付しないと、保険料未納期間となります。

※ 30歳未満の方は、若年者納付猶予制度も申請することができます。

※ 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

承認期間・・・7月から翌年の6月まで（申請月の前月から適用）

申請先・・・葛城市役所市民課

◎詳しくは、大和高田社会保険事務所☎（22）3531、または市民課まで

国民年金保険料の納付は **安心** **便利** な 口座振替が断然お得です！

口座振替なら一度手続きするだけで、あなたの預（貯）金口座から自動的に保険料を納めることができるので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。また、「前納」や「早割制度」をご利用になると、保険料が割引されてたいへんお得です。

国民年金保険料を10月分から翌年3月分までの**6ヵ月分を口座振替で前納**にすると保険料が**940円**お安くなります。（6ヵ月前納は、毎年4月末及び10月末の引落としに限られています。）

- 6ヵ月分（10月分～翌年3月分）の保険料を口座振替で前納される場合
※ 振替日は**平成18年10月31日**です。

口座振替前納額	82,220円	割引額	940円	お得です！
← 83,160円（月額：13,860円） →				

毎月の納付も口座振替がお得です！（早割制度）

口座振替のみ
ご利用できる制度です

引落とし方法を、**毎月納付（当月末振替による早割）**にすると保険料が**月々50円**お安くなります。年間**600円**お得です。

- 原則として初回は、2ヵ月分（前月分・当月分）振替させていただきます。
- 保険料が割引となるのは、当月分からです。 ※一部納付（一部免除）制度を承認されている方はご利用できません。

お申込みはお早めに！

- 手続きは、**大和高田社会保険事務所**または**金融機関**で簡単にできます。（年金手帳または納付書・預（貯）金通帳・届出印をご持参ください。申出書は、大和高田社会保険事務所・金融機関に設置しております。）
なお、**6ヵ月前納をご希望の場合は、平成18年8月31日まで**にお申し込みをお願いします。
※ 申出書をご提出していただいても、**書類不備等（例：届出印相違）**があると、口座引落としに合わない場合があります。提出の際は、**申出書を再度ご確認ください**、お早めのお申し込みをお願いいたします。
- 申出書が必要な方は、大和高田社会保険事務所までご連絡いただければ郵送いたします。
- ※ 申し込みは郵送でもお受けします。

◎詳しくは、大和高田社会保険事務所まで

福祉（老人・乳幼児・心身障害者・母子）医療受給資格証をお持ちの方へ

昨年8月から自動償還制度を導入して以来、お問い合わせのあった事項をまとめました。
ご確認ください。

- 自動償還制度を利用できるのは県内医療機関に限ります。県外で受診された場合は領収書をお持ちになって、市民課窓口で助成申請を行ってください。
- 助成対象は、医療保険適用分（入院時食事代を除く）に限ります。実際に医療機関で支払われた額には、医療保険適用外の金額を含んでいる場合もありますので、ご注意ください。
- 医療保険適用分であっても、針灸、アンマ、マッサージ、補装具については自動償還制度を利用することができませんので、領収書等をお持ちになって、市民課窓口で助成申請を行ってください。
- 院外処方による調剤薬局は、処方箋を発行した病院とは会計が別になりますので、調剤薬局窓口でも忘れずに資格証を提示してください。
- 助成時期は、原則として診療月の3ヵ月後の25日です。ただし、事務処理上、数ヵ月遅れる場合もあります。なお、支給明細ハガキは年4回（4・7・10・1月末頃）送付します。
- 老人・3歳以上の乳幼児・心身障害者・母子の受給者は、受給資格証を確認できなければ、受給対象者であることが医療機関ではわかりません。受給対象者であることが確実にわかるように提示してください。
- 県内で受診し、受給資格証を提示したにも関わらず、自動償還での支払いが無い場合は、市役所までお問い合わせください。

（市民課）

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者のみなさんへ

毎年8月に、**児童扶養手当受給者の方は「現況届」、特別児童扶養手当受給者の方は「所得状況届」**を提出する必要があります。

受給者のみなさんには案内通知を送付しますので、児童扶養手当受給者の方は**8月1日から31日まで**、特別児童扶養手当受給者の方は**8月11日から9月8日まで**に必ず手続きしてください。

なお、全額支給停止になっている方も手続きが必要です。（ただし、特別児童扶養手当は、2年続けて支給停止となる方は提出の必要はありません。）

手続きをされないと8月分以降の手当の支給を受けることができなくなります。また、2年間手続きをされないと受給資格がなくなりますのでご注意ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格は次のとおりです。該当者の方で未だ申請をされていない方は、児童福祉課で手続きしてください。

【児童扶養手当】

死亡、離婚、未婚、1年以上生死不明・遺棄・拘禁などの理由で父と生計をともにしていない児童や、父が一定の障害の状態にある児童、父母ともに不明の状態の児童を養育している人で、次の各項目を満たしている場合。

- ① 国民年金（老齢福祉年金を除く。）、厚生年金などの公的年金の支払いを受けていない。
- ② 児童が福祉施設に措置入所していない。

☆**受給資格者として認定されれば、申請の翌月から手当の支給を受けることができます。**

ただし、前年の所得が制限額を超過した年度については、手当の一部または全部が支給されません。

※ 児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人または20歳未満で心身に一定の障害の状態にある人。

【特別児童扶養手当】

心身に重度（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A）あるいは中程度（身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部）の障害のある20歳未満の児童を養育している人で、次の各項目を満たしている場合。

- ① 児童が福祉施設に措置入所していない。
- ② 児童が障害を理由とする公的年金を受けていない。

☆**受給資格者として認定されれば、申請の翌月から手当の支給を受けることができます。ただし、前年の所得が制限額を超過した年度については、手当は支給されません。**

◎詳しくは、**児童福祉課 ☎48-2811（内線2105）**まで

障害児福祉手当・特別障害者手当等の認定請求と現況届

《障害児福祉手当》

20歳未満であって、身体または精神に政令で定める程度の重度の障害があるため、日常生活において**常時の介護**を必要とする在宅の児童に対して、福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

◎支給額 月額14,380円

ただし、次のような場合は、支給されません。

1. 障害を支給事由とする年金を受けているとき
2. 施設に入所しているとき
3. 受給者またはその扶養義務者の前年の所得が政令で定める額（扶養親族がない場合 受給者3,604,000円、扶養義務者6,287,000円）以上であるとき

《特別障害者手当》

20歳以上であって、身体または精神に政令で定める程度の著しく重度の障害があるため、日常生活において**常時特別の介護**を必要とする在宅の者に対して、福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

◎支給額 月額26,440円

ただし、次のような場合は、支給されません。

1. 施設に入所しているとき
2. 病院や診療所に3ヶ月以上継続して入院しているとき
3. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当を、特別障害者手当の支給額を超えて受けているとき
4. 受給者およびその配偶者または扶養義務者の前年の所得が政令で定める額（扶養親族がない場合 受給者3,604,000円、配偶者または扶養義務者6,287,000円）以上であるとき

★受給の認定請求

これらの手当は本人からの認定請求により支給されますが、認定については政令で定める程度の障害の状態など詳細な規定があります。なお、その確認は原則として、障害区分ごとに手当用の認定診断書(所定様式)により審査しますので、詳しくはお問い合わせください。

★現況届

現在、手当の認定を受けている方は、後日、「現況届」の用紙を郵送しますので、9月11日(月)までに必ず提出してください。期日までに提出されないと、受給資格があっても、8月分以降引き続き手当を受けることができなくなる場合があります。

(社会福祉課)

障害者自立支援法 ー補装具と日常生活用具ー

平成18年10月から補装具と日常生活用具の制度が見直されます。

★補装具とは・・・身体障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。(例：義肢、装具、車いす等)

★日常生活用具とは・・・日常生活上の便宜を図るための用具

<見直し予定の種目>

補 装 具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽			
人工喉頭			
歩行補助つえ（一本杖のみ）			
収尿器			
ストマ用装具	廃 止	浴槽（湯沸器）	
色めがね		パーソナルコンピューター	

<補装具の利用者負担の見直し>

これまででは、障害者世帯の所得状況に応じて利用者負担を決定していました。

平成18年10月からは、原則、かかった費用の1割が利用者負担となります。

⑨ 平成18年9月30日までに支給申請した分は、現在の制度を適用します。

※ 日常生活用具の利用者負担も見直し予定ですが、詳しいことにつきましては決定次第お知らせします。
(社会福祉課)

こんにちは地域包括支援センターです

いつまでも健やかに住みなれた地域で自立した生活ができるように支援するのが地域包括支援センターの役割です。

☆ちょっと、試してみませんか？

高齢になると、知らず知らずのうちに生活が活発でなくなったり、筋力や体力が衰えていることがあります。日ごろから、下の表でチェックしておきましょう。



No.	質問事項	回答（いずれかに○をつけてください）	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)	1. 18.5未満	0. 18.5以上
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

結果は、どうでしたか？

質問項目6から10は下肢の筋力低下、質問項目11・12は栄養状態が悪い、質問項目13から15はお口の中の機能低下、質問項目16・17は閉じこもり傾向、質問項目18から20は認知症の疑い、質問項目21から25はうつ傾向というようにあなたの生活機能の衰えをみる参考指標です。それぞれの項目で1と答えた数が多い場合は、今からできることを地域包括支援センターの職員と一緒に考え要介護状態にならないようにしましょう。一度ご相談ください。

◎詳しくは、**地域包括支援センター**（葛城市役所当麻庁舎1階） ☎（48）2811（内線2161）まで

● 麻しん・風しん混合（MR） 予防接種（第2期）を受けましょう！

麻しん・風しん混合（MR）予防接種の接種方法が変更されました。該当するお子さんは、なるべく早く第2期の接種を受けましょう。

1. 対象者：平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ
2. 接種期間：平成19年3月31日まで
3. 接種場所：市内委託医療機関（予約が必要です。）

- 対象となる方には、既に予診票を送付しています。
- 既に麻しん又は風しんにかかった方は、麻しん・風しん混合（MR）予防接種の対象外となりますので、新庄健康福祉センター（☎69-9900）までご連絡ください。

ご不明な点があれば、新庄健康福祉センターまでお問い合わせください。

● “あんじょうみそ”を一緒に作りませんか！

昨年ご好評を頂いた“あんじょうみそ”づくりを、今年度も実施します。作り方は、至って簡単。材料を混ぜるだけですので、どなたでもご参加頂けます。“あんじょうみそ”は、塩控え目・カルシウム強化・ミネラル豊富などの特徴を持ち合わせ、皆さんの健康管理にもきっとお役に立てると考えます。

お申込は、新庄健康福祉センターまで、お電話にてお願いします。定数になり次第締め切らせて頂きます。皆さんのご参加をお待ちしております。

- 【実施日時】 8月30日（水）
 《午前の部》午前10時30分～12時頃 《午後の部》午後2時～午後3時30分頃
- 【実施場所】 新庄健康福祉センター 3階 保健指導室及び栄養指導室
- 【参加負担金】 1口（3kg）1,000円 ※何口でもお申込できます。
- 【申込期間】 8月14日（月）から8月23日（水）まで

※みそを持ち帰る容器をご持参頂きますようお願いいたします。

● 第1回葛城市健康づくりフォーラムが開催されました！



6月25日（日）に當麻文化会館で第1回葛城市健康づくりフォーラムが開催されました。当日はあいにくの空模様の中、約300人の参加を頂きました。このフォーラムは住民の皆様へ健康づくり、まちづくりに興味を持って頂くことを目的として、岐阜大学医学部教授の藤崎和彦先生のご講演や葛城市で活躍されている健康づくりグループの健康づくり推進員協議会、ニギニギ会、楽友会、ゆうあいダンスサークル、おやつっ子クラブOG会、ふたば会の皆様から発表を頂きました。

当日参加された方から「今後の目標が見つかりました、できることから私も何かを始めようと思います」「心の健康の大切さを学び、勉強になりました」「健康について大変参考になり良い勉強になりました」等の意見がありました。

葛城市では住民の皆様が健康でいきいきと暮らしていけるように、健康葛城21（仮称）を策定します。また、一緒にその計画づくりをして頂けるプランニングパートナーを募集しています。年齢、健康状態にかかわらず市内在住・在勤の方ならどなたでもご参加頂けます。葛城市がより健康で明るく暮らせるまちになるように考えてくださる方々を心よりお待ちしております。申込先：新庄健康福祉センターまで

☆ 健康相談

- 日時：8月10日（木）・25日（金）
 - 受付：午前10時～午前11時
 - 場所：新庄健康福祉センター
 - 内容：血圧測定・尿検査など
- ※ 健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

☆ 乳幼児健康相談

- ◆ 日時：8月8日（火）・9日（水）
 - ◆ 受付：午前10時～午前11時
 - ◆ 場所：當麻保健センター
- 日時：8月23日（水）・24日（木）
 - 受付：午前10時～午前11時
 - 場所：新庄健康福祉センター
- 内容：身体測定、保健師・栄養士による個別相談
 ※ 母子健康手帳をご持参ください。

人権啓発小冊子「葛城市人権スポットを歩く」の完成

この度、葛城市人権教育推進協議会では、「葛城市人権スポットを歩く」という、小冊子を作成しました。

葛城市には誇るべき長い歴史があります。その長い歴史は当然それぞれの時代を生きた人々の歴史であります。この小冊子は、人々の「優しさ」、「いのち」、「願い」、「助け合い」など、人権を広い意味で捉え、その側面から葛城市の歴史スポットに焦点をあてて作成するように努め、「葛城市人権スポットを歩く」と名づけました。できるだけ多くの方々にこれらの人権スポットをゆっくりと訪ねていただければ幸いです。

(葛城市人権教育推進協議会会長 前村 三男さんの挨拶より)

今月号からシリーズで、この小冊子に記載されている人権スポットを紹介しますので、一度訪ねていただきたいと思います。

～少ない川水を平等に分配する**ぶんすいせき**分水石

1. もど川の分水石（山口）

奈良盆地を流れる川は流路がせまく小さな川が多いため、降った雨はすぐに海に流れ出てしまい、田畑を潤すには充分ではありません。そしてそれは、降水量が少ない年はかんばつを、逆に梅雨や台風で集中的な降雨があった時は洪水を引き起こす原因になっていました。

そんな自然条件のもと、奈良盆地の農民たちは少ない川水を効率よく利用しようと、知恵をしばり、努力をかたむけてきました。そうして生まれたのが盆地のあちこちに点在するため池であり、番水・分水石などの川水の配水システムでした。

葛城山から流れ出るもど川と呼ばれる川があります。この川水の引水権を持つ村に小林（現御所市）と山口・梅室・脇田・馬場・笛吹・平岡・南花内・西辻・林堂（現葛城市）の10村があり、小林から平岡までの7村を上郷、南花内以下の3村を下郷と呼びました。天正年間（1573～92）にこの地方を襲ったかんばつの際、上郷・下郷の水利組織を一体化し、10村による番水制度が天正18年（1590）から始ったとされます。

もど川に置かれた分水石の一つが山口の鎌取井堰です。葛城山から流れ出た水はこの分水石で三つの流れに分けられて上郷・下郷村々のため池を経て、夜水・昼水や二十日水・十日水などと呼ばれるこまかな手順にしたがって、効率よく郷内の耕地にいき渡るように決められました。

もど川流域に住んだ人々は「我田引水」を自制し、話し合いの中で利害を調整し、少しでも豊かな生活ができるようにと努力を積み重ねてきたのです。



【写真】^{かまどりいせき}鎌取井堰の分水石、もど川の流れ

◎詳しくは、人権政策課まで

毎月**11**日は
人権を確かめあう日です

てんいち先生

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部

葛城市人権問題啓発活動推進本部



④



③



②



①

第8回

忍海小学校

忍海小学校は、明治19年に忍海尋常小学校として開校。児童数は、5月1日現在292名です。知、徳、体のバランスのとれた子どもの成長を願い、教育活動を行っています。今年度は特に、

〈心に届くあいさつ〉
 〈心を耕す読書教育〉
 〈自他や自然、地域を愛する心を育む教育〉
 に力を注いでいます。

心にとどくあいさつを

笑顔とともに私から

「おはようございますー！」——元気な子どもたちのあいさつから一日が始まります。手入れの行き届いたきれいな花々も、「おはようー！」と迎えてくれます。四月から右のキャッチフレーズを掲げ、徐々にさわやかな挨拶が増えてきました。明るい笑顔と心のこもるあいさつが、地域にも広がっています。



私も、その本を読んでみたくなりました

毎朝〈朝読書の時間〉を設け、子どもたちも教員も共に読書を行います。学校中が静まり返る充実した時間です。また、〈読書朝会〉と称し、学級ごとに工夫を凝らした発表や図書委員からの新刊紹介も行っています。読書の楽しさを味わい、知識を豊かにするだけでなく、豊かな心の耕しにつながればと願っています。

☆「児童の感想」

「いるか」の詩を読むのが、上手でした。「いるか、いるか？いないか？いるか」というように上手に読んでいました。また別の詩では、しつぽをひつてるところがすこくかわいかったです。一年生の発表を聞いていて、私もその本を読んてみたくなりました。

おしみん

お…おや、
 どうなっているんだろう
 し…しらべてみよう
 み…みつけたぞ
 つ…つたえあおう
 こ…こんどはなにをしようかな

確かな学力の定着を目指す授業づくりに努めるとともに、体験を通じた学習活動にも力を入れていきます。特に生活科や総合的な学習の時間で、課題を見つけて、解決する力、人に分かりやすく伝えたり聞き取りたりする力の育成を目指しています。

今年「ドキドキ、わくわく〜たからものを見つけよう！」「ドキドキわくわくして入学した1年生。自分、友達、学校、町、自然文化など、色々な「宝物」を探し続けたいと思います。1学期は、2年生の案内で学校探検をしました。子どもたちは、宝物をたくさん

ん見つけて大喜びでした。

〈2年〉「おしみてGO！」

一人一人が探検バス「おしみん」の運転手となり、興味のあるところへ出かけ、地域の「ステキー」を発見するたんけん名人を目指しています。

様々な場所や人々と出会い、「忍海の町、大好きー」と自信をもって言える子になってほしいと願っています。

〈3年〉「忍海のひと・まち・くらし」

学級園を改造した田んぼでの毎年恒例の米作りも含め、三つの大きなプロジェクトを計画中。「忍海のひと・まち・くらし」を見つめ、ふれあつて、「忍海」を誇りに思い、愛する心情を育みたいと思います。

〈4年〉「環境に目を向けよう」

新庄クリーンセンターの見学や安位川の清掃活動を通して、地域や自分たちの身の回りを見つめ直し



〈1年〉

ています。そこから、自分たちに何ができるのかを考えていきます。

〈5年〉「心のバリアフリー」

1学期は、アイマスクと車椅子の体験、老人養護施設の見学を行いました。さらに体験を重ね、周りの人に目を向けられる優しい子に育ってほしいと思います。

〈2年〉

〈6年〉「見つめよう命、考えよう戦争と平和」

一人一人が命の尊さを強く感じることが大切です。自分や友達が、今、ここに存在することの素晴らしさや大切さを感じ、そこから戦争や平和について考えます。



〈3年〉



11月17日には、近畿生活科研究大会の会場校として公開授業を行います。今は、その授業に向け、奮闘中です。

※



〈4年〉



〈5年〉



〈6年〉

地域で子どもたちを 犯罪被害から守ろう！

子どもが犯罪の被害者となった事件は、皆さんもご存じのように、平成16年11月に奈良市内で小学校の女子児童が誘拐され殺害される事件が発生したほか、昨年10月と11月には、広島と栃木県内で同様の誘拐殺人事件が発生し、更に本年5月には秋田県内で小学校の男子児童が誘拐されて殺害される事件が発生するなど全国的に発生しています。

このような凶悪事件は、絶対に発生しないようにするため、高田署管内の保育所、幼稚園、小学校等において児童等を対象とした被害防止教室等を開催し、

1. 知らない人にはついて行かない。
2. 無理に連れて行かれそうになったら、大きな声で「助けて」と叫んで逃げる。
3. お友達が連れていかれそうになったら、急いで近くの人に知らせる。
4. 一人で遊ばない。
5. 遊びに行くときは、どこでだれと遊ぶのか家の人に言ってから出かける。

の「5つのお約束」を指導しております。知らない人など無理に連れて行かれそうになった時は、その近くの家

や店、更に「子ども110番の家」などに助けを求めるのですが、これから「子ども110番の家」の活動について説明します。

「子ども110番の家」とは、

不審者から逃れるため、協力家庭、商店、事務所などに駆け込んだ子どもたちの安全を確保する場所です。

「子ども110番の家」の必要性

最近の社会情勢の変化に伴い、都市化現象や住民の意識の変化が進み、地域内での連帯意識が低下し、地域における犯罪抑止機能が弱体化しています。子どもたちを犯罪の被害から守るためには、警察はもとより、地域住民・学校関係者・各種ボランティアの方々が連携して、子どもたちが安全に暮らせる環境作りを推進し、地域社会で子どもたちを守ることに必要です。

「子ども110番の家」の役割

子どもたちが登下校時などに、不審者から「声かけ・つきまとい・ちかん」等の被害を受けたりして、子どもたちが身に危険を感じたとき、一時的な避難場所として「子ども110番の家」に駆け込み、住民が一時的に保護して警察に110番通報する制度です。なお、犯罪被害だけでなく、いじめや自然災害により子

どもたちが被害を受ける場合も同じです。

子どもが「子ども110番の家」に駆け込んできたときは、

1. 子どもを家の中に入れて、玄関の鍵をかけてください

子どもが駆け込んできたとき、不審者に追いかけてられて逃げてきたことを考え、すぐに子どもを家の中に入れて、玄関の鍵をかけてください。

2. 子どもを落ち着かせましょう

避難してきた子どもは、慌てて興奮しています。まず自分が落ち着いて、子どもに「もう大丈夫だよ。すぐに110番するから安心して」などと優しく声をかけて、子どもを落ち着かせてあげてください。

3. 何があったか落ち着いて聞き取りましょう

- どんな理由で避難してきたのか確認してください。
- 知らない人に声をかけられた、つきまとわれた
- 痴漢にあった
- 車に乗せられそうになった

など、子どもの話をよく聞いて内容を確認し、110番通報するなど落ち着いて行動してください。

110番通報の要領

110番通報をするときは、落ち着いて警察官の質問に答えてください。警察官が聞き取る内容は、おおむね次のとおりです。

1. なにかありましたか？
2. どこでありましたか？

3. いつごろですか？

4. 犯人は？

5. あなたの住所、氏名は？

6. 子どもの住所、氏名は？

110番通報が終われば

警察官が到着するまで、子どもを落ち着かせたま待たせてください。駆けつけた警察官が直接子どもから話を聞きます。

事件の疑いがない場合

子どもが「お腹が痛い」「電話を貸して」などの事件ではない理由で駆け込んできたときでも、思いやりを持って、親切に接してあげてください。

設置状況の点検

「子ども110番の家」の表示位置は、子どもの目線から見分かりやすい位置に設置してください。通学路から見えやすいか、植木の陰に隠れていないかなどの点検をお願いします。

地域で団結して

- 公園、空き地、人通りが少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは、注意してあげてください。
- 子どもの様子をうかがったり、車の中から子どもに話しかけるなどの不審者を見つけた時は、子どもの安全を確保して、すぐに警察に連絡してください。
- 不審者が車等で子どもを連れ去ろうとしているのを見つけたときは、大声で近くの人に知らせるとともに、110番通報してください。

(高田警察署) ☎ (22) 0110

9月1日は「防災の日」 8月30日～9月5日は「防災週間」

9月1日の「防災の日」は、大正12年9月1日に起きた関東大震災を教訓として、災害の未然防止と被害の軽減を図るため設けられました。

台風や集中豪雨による土砂崩れ・大洪水等の災害、また今後発生が予想されている東南海・南海地震に備えるためにも、非常持ち出し品を準備し、地域で行われる防災訓練などに積極的に参加して、常日頃から災害についての意識を高めましょう。

自分たちの地域は、自分たちで守ろう！（自主防災組織結成に向けて）

地震や風水害などの災害が発生したとき、被害を最小限に食い止めるためには、地域の皆さん一人ひとりが自主防災活動に取り組むことが必要です。

平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、実に約98%が近隣住民などによる救出であったと言われています。また初期消火により火災の延焼を食い止めた例もあります。このように広範囲に被害が及ぶと、迅速な救助を求めても、消防や役所は機能しません！市民の相互援助・団結力が不可欠です。

自主防災組織は、「自分たちの家族やまちは自分たちで守る」という意識のもと、市民が協力しあって自発的につくるものです。

自主防災組織は難しく考える必要はありません。まず組織の結成です。活動の内容等は、結成後に決めていけば良いのです。行動することが大切です。

市民の皆さんは、自治会など地域内の自主防災組織の結成に努めていただき、「災害に強いまちづくり」をすすめましょう。



- ※ 消防署では、自治会・事業所などの要請により職員を派遣し、災害に備えての防災講習会や初期消火訓練などを行っています。お気軽にお問い合わせください。葛城市消防署 ☎ 69-7171 担当・警防課
- ※ 自主防災組織の結成方法や運営等の相談は、葛城市役所総務財政課防災係まで。

▽▽119コーナー▲▲

6月中 火災…0件 救急…93件 救助…2件
 本年の累計 火災…3件 救急…625件 救助…13件

耐震診断

を受けてみませんか？

～葛城市既存木造住宅耐震診断事業のご案内～

あなたの
住まいは
大丈夫？

地震から
大切な命を
守るために…

建物の老朽化や
耐力壁の少なさ、
配置等のバランス
の悪さが、倒壊の
原因になるの
ですよ。

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の9割近くが住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。

地震から家族と財産を守るには、強いわが家にするのが不可欠で、その第一歩が、わが家の健康診断ともいえる「耐震診断」です。

葛城市では、「耐震診断」にかかる費用の一部を助成する事業を行っています。

この機会に「耐震診断」を受けてみてはいかがでしょうか。

ぼくのからだは地震に
耐えられるのかな…



<平成18年8月10日申し込み受付開始> 受付期間（平成18年10月31日まで）

1. 助成の対象となる住宅（次のすべてを満たすものが対象となります）
 - 市内にある木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - 延べ床面積がおおむね250㎡以下のもの
 - 階数が2以下のもの（地階を除く）
2. 助成額と個人負担額
 - 1つの対象住宅につき、市は2万円を助成します。個人に負担いただく額は、1万円です。
3. その他（留意事項）
 - 耐震診断を受ける前に、申し込み手続きをしていただく必要があります。

◎詳しくは、都市計画課まで

今月の一冊



天のろくろ
アーシュラ・K・ル＝グウィン / 著
脇 明子 / 訳

青年オアの悩みは、自分が見た夢が現実になってしまうこと。そんな彼が訪ねた精神科医は、彼の能力を利用して世界を改造しようとする…。『ゲド戦記』のル・グウィンによる夢と現実をテーマにしたSF。1984年出版の復刊です。



**親子でつくる
粘土のかわいい仲間たち**
播正 ますみ / 著

森の仲間、海の仲間、サファリ、昆虫の仲間、ジュラシックなどのテーマ別に、いろいろな動物、魚、昆虫、恐竜などの作り方を紹介。実物大の型紙つきで、作る手順も順を追って説明されているので小学生でも十分作れます。夏休みの日、工作に使ってみてはいかがですか。

8月の新着図書

★印…児童書

書名	著者名	新庄図書館	當麻図書館
電子マネーの技術とサービス	磯崎 マスミ	○	
ペルマークのひみつ	高井 ジョロル		○
教育格差	和田 秀樹	○	
犬と話をつけるには	多和田 悟		○
手掘り司馬 遼太郎	北山 章之助		○
谷崎潤一郎伝	小谷 野敦	○	
飛鳥 まんたら	本郷 純子	○	
芸のためなら亭主も泣かす	中村 うさぎ		○
刻印の魔女	藤原 瑞記		○
女帝わが名は則天武后	山 颯	○	
★おとうとは青がすき	イフェオマ・オニェフル	○	○
★あきらめないこと、それが冒険だ	野口 健	○	○
★どうにかしてよ イイヨオオオ!	リディア・モンクス		○
★森のいのち	小寺 卓矢	○	○
★おじいちゃん山	おおたけ けいこ	○	
★きょうりゅうたちがかぜひいた	ジェイン・ヨーレン		○
★クロリスの庭	茂市 久美子	○	
★ハーフ	草野 たき		○
★聖剣と海の大蛇(マジック・ツリーハウス 17)	メアリー・ポープ・オズボーン	○	
★ローズクイーン	M. E. ラブ		○

《催しものご案内》

〔映画会のお知らせ〕

日時：8月12日(土)午前10時
場所：新庄図書館AVルーム
『しろの正面だあれ』

〔おはなし会のお知らせ〕

★新庄図書館
日時：8月26日(土)午前10時
場所：新庄図書館おはなしの部屋
AVルーム

《小さい子のためのプログラム》
大型絵本…ちびごりらのちびちび
パネルシアター…手をたたきましよう
紙芝居…せんたくかあちゃん
絵本…ひまわり

《大きい子のためのプログラム》
おはなし…ざしき童子のはなし
紙芝居…いそおんながる海
絵本…おばけのひっこし

〔夏のおたのしみ会のお知らせ〕

★當麻図書館
日時：8月27日(日)午後1時30分
場所：當麻図書館2階研修室
民話紙芝居…大和のカエルと大阪のカエル
森「サト」おかれし
人形劇…ぐりとぐらのえんそく
ほか

休館日

□ は休館日
□ は整理休館日

	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火							
新庄図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
當麻図書館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5

税の納期

- 8月は、次の市税が納付月です。
- ▼ 固定資産税 第2期
- ▼ 国民健康保険税 第2期
- 納期限は**8月31日(木)**です。
- 納期内納付にご協力ください。
- 座振替をご利用の方は、納期限の日が振替日になっています。預貯金残高の確認をお願いします。
- (税務課・収納課)

奈良県下水道排水設備工事 責任技術者試験

- ▼ 試験日：11月8日(水)
午後2時～午後4時
- ▼ 場所：かしはら万葉ホール
(橿原市小房町11番5号)
- ▼ 受験料：3,500円
(テキスト代含む)
- ▼ 受付期間：9月1日(金)から
9月11日(月)まで
午前9時から午後4時
- ※ 土曜日、日曜日、祝祭日及び郵送による受付はしません。
- ▼ 受付場所：葛城市下水道課
(新庄庁舎2階)
- ※ 試験申し込み用紙は、葛城市下水道課で交付します。
- ◎ 詳しくは下水道課まで。

夏祭り開催！(お楽しみ土曜日) 子育て支援事業

- 市内在住の小学生以下の子どもたちを対象に“夏祭り”を開催しますので、遊びに来てください。
- ▼ 日時：8月26日(土)午前10時～正午
- ▼ 場所：葛城市當麻スポーツセンター
- ▼ 内容：金魚すくい、
スーパーボールすくい、他
- ▼ 参加費：100円(当日徴収)
- ※ 但、数に限りがありますので、全てなくなり次第終了いたします。
- ◎ 詳しくは、児童福祉課まで。

手づくり講座のお知らせ

- ▼ 日時：8月6日(日)午後1時30分～
- ▼ 場所：當麻図書館2階 研修室
- ▼ 内容：紙ねんどとペットボトルをつかった、カメの貯金箱づくり
- ▼ 対象：小学生(25人)
- ▼ 材料費：600円
- ※ 見本は當麻図書館にあります。材料費を添えて當麻図書館までお申し込みください。
- ◎ 詳しくは當麻図書館 ☎(48) 6000まで。

ふれあい動物村開催

- 午前中に写生会を予定しています。(画板と画用紙は、用意しています。)
- ▼ 日時：9月3日(日)
午前10時～午後4時 雨天中止
- ▼ 場所：葛城山麓公園 野外ステージ
- ▼ 催しもの：ワンちゃん動物村
フワフワ(飛んだり跳ねたり出来ます)
金魚すくい・ヨーヨーつり
- ▼ 人数：先着300名
- ◎ 詳しくは、環境課まで。

相撲体験入門

- 本物の土俵の上で、おすもうさん気分を味わってみませんか
- 葛城市相撲館「けはや座」では相撲発祥の地にちなんで、毎年夏休み期間中に、実際の土俵を使って相撲の楽しさを子どもたちに伝え、相撲に親しんでもらうために『相撲体験入門』を開催します。
- 今年も左記の通り開催しますので、お気軽にお越しください。
- ▼ 日時：8月17日(木)から28日(月)まで
(相撲館休館日火・水曜日は除く)
午後3時30分から午後5時
- ※ 体験日は指定しませんので、期間中都合の良い日に、運動の出来る服装でお越しください。
- ▼ 場所：葛城市相撲館
- ▼ 対象：小学生以下
- ◎ 詳しくは、葛城市相撲館 ☎(48) 4611
または農林商工課まで。

消費生活相談

- 「架空請求や振り込み詐欺」などの消費生活に関する相談に応じます。
- ▼ 日時：8月14日(月)
午前10時～正午・午後1時～4時
- ▼ 場所：當麻庁舎市民相談室
- ▼ 相談料：無料
- ◎ 詳しくは、農林商工課まで。

歴史博物館からのお知らせ

- 〔展示会〕
平成18年度夏季企画展
「お初におめにかかります
―新収蔵品展―」
- ▼ 期間：開催中～9月3日(日)
- ▼ 会場：歴史博物館特別展示室
- ▼ 入場：通常の入館料をいただきます。
- 〔博物館「コンサート」〕
『南米音楽とダンス』
南米アンデス地方の民俗音楽のコンサートと、ペルーやボリビアの人たちによるダンスをご紹介します。
- ▼ 日時：8月20日(日)午後2時から
- ▼ 会場：歴史博物館2階
「あかねホール」
- ▼ 定員：200名程度
- ▼ 入場：無料
- ◎ 詳しくは、歴史博物館 ☎(64) 1414まで。

特別弔慰金の手続きは お済みですか

- 昨年より第8回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求の受付を行っています。
- 戦没者等の遺族の方で受給資格のある方は手続きをお願いします。(特に昨年まで支給を受けておられた方は、新たに請求手続きを行ってください。)
- ◎ 詳しくは、社会福祉課まで。

全国一斉 「子どもの人権110番」

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関わる問題全般について、子どもの人権専門委員（人権擁護委員）および弁護士が無料・秘密厳守で電話相談に応じます。お気軽にお電話ください。

▼日時：8月28日(月)～9月3日(日)
(平日)

午前8時30分～午後6時30分まで
(土・日曜日)

午前10時～午後5時まで

電話番号

（全国共通ナビダイヤル）

0570(070) 110

(直通) 0742(23) 5734

▼対象：県内在住の児童及びその保護者
▼相談員：奈良県人権擁護委員連合会子どもの人権専門委員（人権擁護委員）および奈良弁護士会所属弁護士。

▼申し込み：原則不要ですが、弁護士による相談（1人30分以内。9月2日・3日の両日午後1時から4時まで）を希望される場合は予約が必要です。予約は、8月14日（月）から奈良地方

法務局人権擁護課で受け付けますが、定員になり次第締め切ります。
◎詳しくは、奈良地方法務局人権擁護課 ☎0742(23) 5457まで。

増改築相談

▼日時：8月6日(日)
午前9時～正午

▼場所：當麻文化会館団体交流室

▼連絡先：☎(48) 4417

▼日時：8月26日(土)午後1時～午後5時

▼場所：中央公民館会議室

▼連絡先：☎(69) 2877

◎詳しくは、右記連絡先または都市計画課まで。

地域サロン世話役交流会のお知らせ

住み慣れた地域で寝たきりにならずいつまでも健やかに生活していけるように、地域の公民館等を活用し、高齢者同士の交流を図り閉じこもりや認知症を予防するために地域の人々が集うサロンを運営している世話役さんと世話役をしてみようと思う人の研修会です。関心のある方は多数ご参加ください。

▼日時：8月30日(水)午後1時30分から3時

▼場所：新庄庁舎2階203会議室

▼内容：葛城市地域サロン世話役及び近隣地域サロン代表者2人を招いての交流会
講義：「地域サロンで地域の活性化を」
一住み慣れた地域で生きいきと暮らすために
講師：皇学館大学教授 向出佳司先生

◎詳しくは、高齢福祉課・地域包括支援センターまで。

葛城納税協会複式簿記教室

▼日時：

8月21日(月)・24日(木)・28日(月)・31日(木)・9月4日(月)・7日(木)

全6回いずれも午後2時～4時

▼場所：葛城納税協会2階会議室
(大和高田市西町1の50)

▼受講料：2,000円

▼持参品：筆記具・計算用具
(テキストは用意します。)

▼申込方法：電話でお申し込みください。
*希望者多数の場合は、定員になり次第締め切る場合があります。

◎詳しくは、葛城納税協会 ☎(22) 6071
FAX(52) 8800まで。

暴力団・銃器追放 奈良県民大会

市民・行政・警察が一体となって『暴力団のいない住みよい社会』『けん銃のない安全なまち』を実現するため、「暴力団・銃器追放奈良県民大会」が開催されますので、みなさまのご参加をお待ちしています。

▼日時：8月30日(水)

午後1時30分～午後4時30分

▼場所：斑鳩町文化振興センター
「いかるがホール」

◎詳しくは、総務財政課まで。

テレビ放送受信障害の 対策終了のお知らせ

生駒山から放送している地上デジタル放送による現行アナログテレビ放送への受信障害対策は、平成18年8月31日をもって終了することとなりました。

このため、デジタル放送による影響と思われる障害がありましたら、どうぞお早めに左記までご連絡をお願いします。

(注意)

対策員を装った詐欺行為などにご注意ください。対策員は、「受信対策員証章」および「腕章」を携帯・着用しています。対策員は金銭を請求することはありません。

【お問い合わせ先】

(社)電波産業会

近畿地域受信対策センター

フリーダイヤル

0120-029-382

携帯/公衆電話

06-6966-7182

受付時間 土日祝日を除く平日、午前9時～午後6時まで

犬の捕獲及び犬猫の 引き取り休止のお知らせ

施設の保守点検のため8月14日(月)～8月18日(金)の期間中、犬の捕獲および犬猫の引き取り業務を休止します。

◎詳しくは、環境課まで。



今月の無料相談

人権・行政・心配ごと相談

- 日時 8月10日（木）第2木曜日
午前9時～正午
場所 葛城市役所（新庄庁舎）
申込 不要（先着順）
- 日時 8月17日（木）第3木曜日
午前9時～正午
場所 忍海集会所
申込 不要（先着順）
- 日時 8月24日（木）第4木曜日
午前9時～正午
場所 當麻文化会館
申込 不要（先着順）

お問い合わせ／人権政策課・総務財政課・社会福祉協議会
☎ 69-3001

弁護士による法律相談

- 日時 8月17日（木）第3木曜日
午後1時～4時
場所 葛城市役所（新庄庁舎）
- 日時 8月24日（木）第4木曜日
午後1時～4時
場所 當麻文化会館

◎申込 相談（20分）は予約制になっていますので、秘書課までお申し込みください。

お問い合わせ／秘書課 ☎ 69-3001

●中和法律センター

【本所】

日時 毎週火曜日・金曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 大和高田市大中106-2
経済会館4階

【香芝支所】

日時 第1水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 香芝市本町1397
香芝市役所

【檀原支所】

日時 第2・3水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 檀原市八木町1-1-18
檀原市役所北館1階

【王寺支所】

日時 第4水曜日（祝日は休み）
午後1時～4時
場所 王寺町久度2-2-1-501
地域交流センター

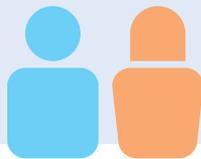
◎申込 相談は予約面談制（30分）
必ず電話で事前予約してください。
☎24-5403

相談日の1週間前の同じ曜日午前9時30分
から先着順にて受け付けます。

（祝日の場合は原則その前日より）

◎対象者 大和高田市・檀原市・御所市・香芝市
葛城市・桜井市・磯城郡内・宇陀郡内
高市郡内・北葛城郡内・東吉野村居住
の方

人 動 きの



◆人口 35,724人 ◆世帯数 12,189戸
◆男 17,239人 ◆女18,485人

2006年7月1日現在

平成18年8月1日発行

編集・発行 葛城市役所 秘書課
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
☎0745(69)3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。

